

学校法人の期間内処理事項(登記事項等について)

1 登記事項

登 記 事 項		登 記 の 期 間	組合等登記令 の関係条項
設立の登記		2 週間以内（注 1）	第 2 条
登 記 事 項 の 変 更 登 記	目的及び業務	2 週間以内	第 3 条第 1 項
	名 称		
	事務所の所在場所		
	代表権を有する者の 氏名及び資格		
	存続期間、解散の事由		
	代表権の範囲又は制限		
	資産の総額		
	設置する学校の名称		
資産総額の変更登記		事業年度終了後 3 ヶ月以内	第 3 条第 3 項
解散の登記（合併、破産の 場合を除く）		2 週間以内	第 7 条
合併の登記（注 2）		2 週間以内	第 8 条
清算終了登記		清算終了の日から 2 週間以内	第 10 条
主たる事務所の移転登記		旧所在地においては 2 週間以内に移転の登記 新所在地においては 2 週間以内に第 2 条第 2 項各 号に掲げる事項の登記	第 4 条

注 1： 組合等登記令第 24 条……登記すべき事項であって官庁の認可を要するものについては、その認可書の到着した時から登記の期間を起算する。

注 2： 合併の態様により、それぞれ次の登記をする。（組合等登記令第 8 条）

- (1) 合併後存続する学校法人については変更登記
- (2) 合併により消滅する学校法人については解散の登記
- (3) 合併により設立した学校法人については設立の登記